

事 務 連 絡
令和2年5月22日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その4）

平素より、住宅行政の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。

セーフティネット住宅の家賃低廉化に対する支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する住まいの確保を目的として、住宅確保要配慮者の一時的な収入減等に対し一定の柔軟な対応を可能としており、この旨、「住居を失うおそれが生じている方への支援について」（令和2年4月7日付け国土交通省住宅局安心居住推進課・住宅総合整備課事務連絡）等によりご連絡しているところです。

今般、当該取扱の活用事例について、別添1のとおり整理しましたので、情報提供いたします。

また、令和2年度補正予算で創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、内閣府から活用の参考となる事例集等が公表されているところですが、当該交付金におけるセーフティネット住宅の家賃低廉化の取扱を別添2のとおり整理しましたので、併せて情報提供いたします。

つきましては、地域における住宅確保要配慮者や賃貸人等のニーズを十分に踏まえた上で、これらを積極的に活用いただくようお願いいたします。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。

問合せ先 国土交通省住宅局住宅総合整備課 企画計画係 湯浅・吉田・目黒 電話：03-5253-8111（代表） （内線：39-844・39-845・39-846）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する

セーフティネット住宅の家賃低廉化事業の実施例(横浜市)

○ 家賃低廉化補助を行うセーフティネット住宅について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者が入居する場合の補助上限額を4万円/月から6.29万円/月に引き上げ、入居者の家賃の負担を軽減。最大補助戸数は480戸（令和2年度）。

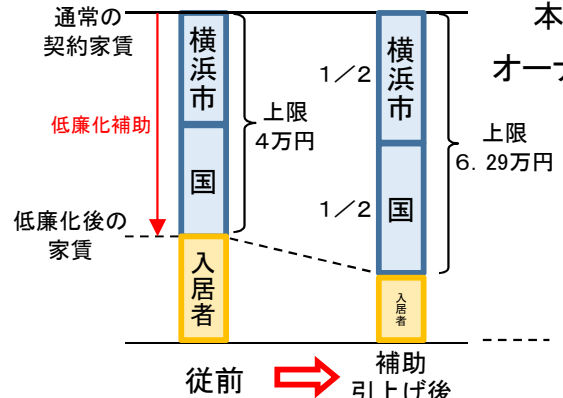
対象者の要件等

- 通常の要件(右記参照)に加え、次の全てを満たすこと。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により、収入が概ね20%以上減少し、家賃の支払いが困難であること
 - (2) 横浜市内に在住または在勤していること(今回、解雇された方を含む)

補助上限額等

- 補助上限額
62,900円/月・戸※(引上げ前40,000円/月・戸)
※家賃低廉化対象となるセーフティネット住宅の家賃上限額(70㎡超の場合の106,000円)と、市営住宅並み入居者負担額(70㎡超で第1区分の43,100円)との差額を上限として設定
※実際の補助金額は、住宅の面積、入居者の世帯月収額及び家賃によって決定

- 最大補助戸数
480戸(令和2年度)
- 開始日
令和2年5月18日(月)



(参考)横浜市における通常のセーフティネット住宅の家賃低廉化補助

○横浜市では、平成30年9月から、セーフティネット住宅として登録された住宅について、家賃低廉化補助等を実施。

1. 入居者の主な要件
 - (1) 世帯の月収額が15万8千円以下であること
 - (2) 住宅扶助(生活保護制度)や住居確保給付金(生活困窮者自立支援制度)を受給していないこと
 - (3) 横浜市内に在住または在勤していること
 - (4) 持ち家がないことなど
2. 住宅の主な要件
 - (1) 住宅確保要配慮者のみが入居可能な専用住宅として登録済みであること
 - (2) 本来の契約家賃が本市の定める家賃上限額以下であることなど
3. 家賃低廉化補助の内容

面積区分[m ²]	家賃上限額[円/月]
30未満	64,700
30以上40未満	73,000
40以上50未満	81,200
50以上60未満	89,500
60以上70未満	97,700
70以上	106,000

横浜市が定める家賃上限額

本来の契約家賃と入居者負担額との差額(最大4万円/月・戸)を、横浜市がオーナーに対し、原則10年間補助。

入居世帯の所得(月額)	入居者負担額	家賃補助額	契約家賃(60,000円)
104,000円以下	20,000円	40,000円	60,000円
104,001円以上/123,000円以下	23,800円	36,200円	60,000円
123,001円以上/139,000円以下	27,900円	32,100円	60,000円
139,001円以上/158,000円以下	32,100円	27,900円	60,000円

※上限額を引き上げ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する

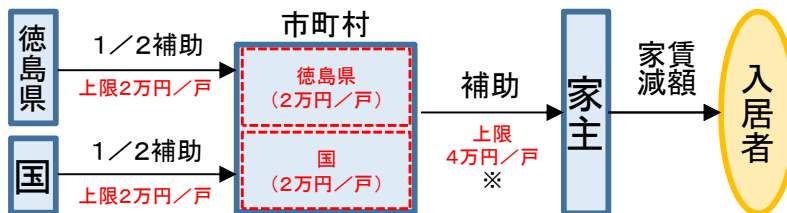
セーフティネット住宅の家賃低廉化事業の実施例(徳島県)

- 新型コロナウイルスの影響により収入が減少した者に対するセーフティネット住宅の家賃低廉化事業を創設。
- ※ 市町村負担なしで、4万円(国:県=1:1)を上限に補助
- ※ 市町村も負担する場合には、4万円を超えて補助することも可能。例えば、8万円/月(国:県:市=2:1:1)など。

徳島県の補助制度の仕組み

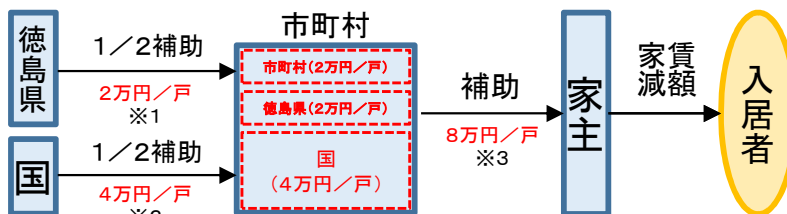
新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた方や収入が著しく減少した方を対象として、セーフティネット住宅に関する家賃低廉化事業を創設。

1-1. 市町村が家主に補助を実施する場合(市町村負担なし)



※ 県の実施要綱上、市町村負担なく家主への補助ができるのは4万円/戸まで

1-2. 市町村が家主に補助を実施する場合(市町村負担ありの例)

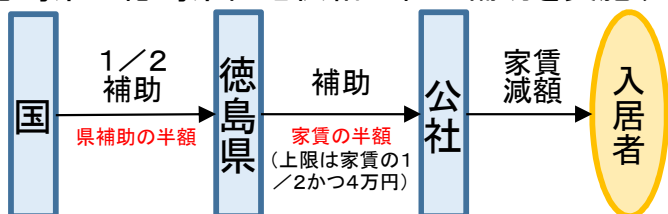


※1 県の実施要綱上、市町村が補助する額の1/2が補助額だが、上限が2万円/戸となっている

※2 新型コロナ対応のため、当面の間、上限を2万円から4万円に引き上げ

※3 市町村の補助額(上限)は、各市町村の実施要綱の規定による

2. 徳島県が徳島県住宅供給公社に補助を実施する場合



最大補助戸数

- 20戸程度(令和2年度)

入居者の要件等

- 次の全てを満たすこと。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により、収入が著しく減少(収入減少割合が概ね20%以上)していること。
 - (2) 入居者(世帯)の月収額が15万8千円以下であること。
 - (3) 住宅扶助(生活保護制度)や住居確保給付金(生活困窮者自立支援制度)を受給していないこと 等

補助制度の活用事例(藍住さくら団地)

○対象

セーフティネット住宅(藍住さくら団地)に入居する世帯等であって、新型コロナウイルス感染症の影響により離職又は収入が著しく減少(月収が15万8千円以下)し、かつ、住宅扶助(生活保護法)又は生活困窮者住居確保給付金(生活困窮者自立支援法)を受給していない世帯

○実施内容

家賃を半額に減額

→減額後の家賃例: 14,100円

(定期借家賃貸住宅の1室)

○実施戸数

管理戸数100戸中、団地内の空き家10戸等を想定。

○申込受付開始

令和2年5月1日(金)



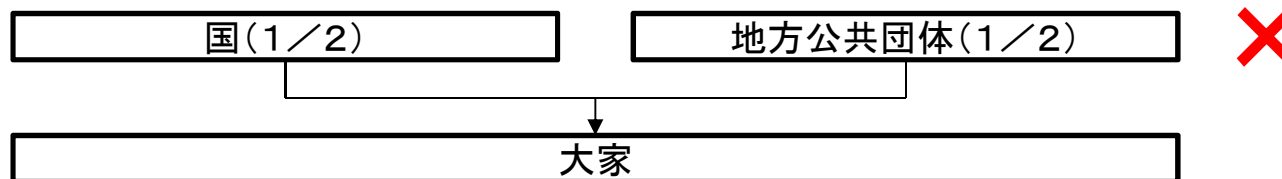
出典:徳島県住宅供給公社ホームページ

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の支援について (セーフティネット住宅の家賃低廉化関係)

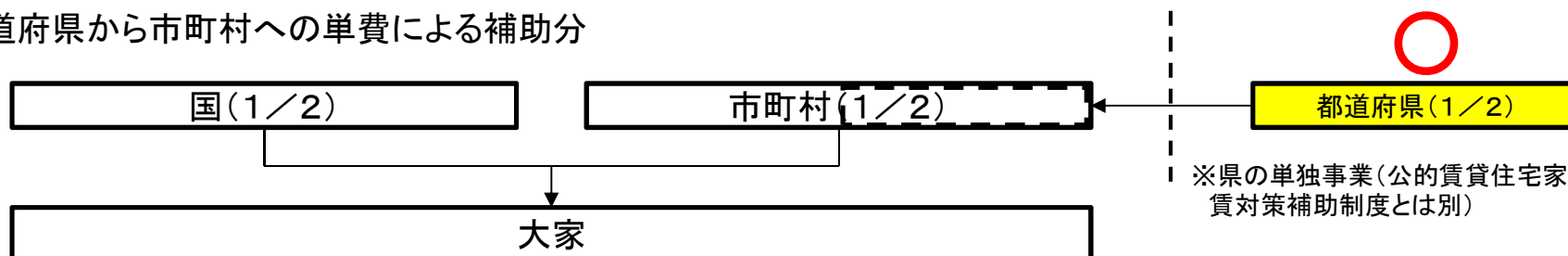
○ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金～脱コロナに向けた協生支援金～」の対象について、セーフティネット住宅の家賃低廉化への支援については、

- ・国補助の家賃低廉化事業に係る地方公共団体の補助裏分に充当することはできない(①)が、
- ・都道府県から市町村へ単費により補助を行う場合(②)や、地方公共団体が国補助の家賃低廉化事業に追加してさらに家賃を下げるための単費による補助を行う場合(③)などは対象(以下の黄色部分)となる。

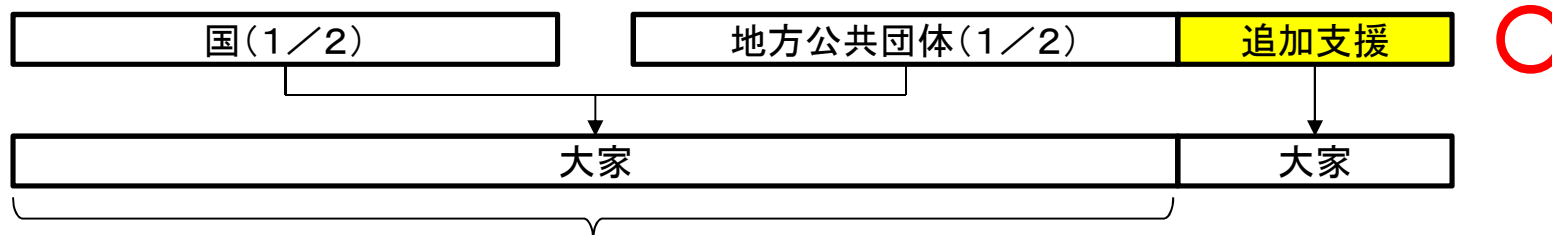
① 地方公共団体の補助裏分



② 都道府県から市町村への単費による補助分



③ 国補助の家賃低廉化事業に追加してさらに家賃を下げるための単費による補助分



※国の補助制度(公的賃貸住宅家賃対策補助制度)の補助額

20.住まいの困窮者緊急支援事業

地方公共団体が、休業要請を受けた施設を利用していただきた方々等に対する居住支援として、マッチング等を行う支援活動の推進、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅等の家賃の減免・猶予、セーフティネット住宅の家賃低廉化への支援等に必要な経費に充当。また、地域の実情に応じて、臨時応急的な住まいに充てるために宿泊施設等を借り上げて提供し、又は宿泊費を助成等するのに必要な経費に充当。



緊急時
対応段階

継続・回復
段階

■個人 □事業・団体 □施設・地域

生活にお困りの方

【目的】 食、住まい、本などにお困りの方を支援したい

【主な関連】 国土交通省住宅局住宅総合整備課

21.宅配事業者支援事業

宅配便の再配達削減や利用者の利便性向上に資するため、接触機会を最小化することに配慮したうえで、宅配事業者が宅配デポに宅配ボックスを増設する際の奨励金や、個人に一定の数の宅配ボックスを配布し又は奨励金を支給するのに充当。



緊急時
対応段階

継続・回復
段階

■個人 ■事業・団体 ■施設・地域

住民全般、社会生活に必要な事業従事者/物流事業/都市部・公共施設

【目的】 交通や物流を守りたい

【主な関連】 国土交通省総合政策局物流政策課